

飲酒運転防止・根絶の取組みに係る 校内ルール

長野県松川高等学校

対象となる酒席

学校全体、学年会、教科会の酒席など、勤務場所から直接会場へ向かうもの

1 酒席に先立って

* 飲酒の習慣のない職員（体質的に飲酒できない者）、当日飲酒しない職員は、下記の限りではない。

- ・ 酒席会場には、原則として自家用車では参加しない。
- ・ 運転代行での帰宅予定者は、飲酒前に運転代行を予約する。
- ・ 運転代行での帰宅予定者については、2次会以降は参加しない。

2 酒席に際して

（1）開会に先立って

- ・ 受付において、参加者は本日の①飲酒の有無、②帰宅方法、③代行予約有無について報告する。（表などを利用）

（2）酒席終了時

- ・ 幹事・管理職等は、受付で報告された帰宅方法について、改めて参加者に確認する。
- ・ 運転代行による帰宅予定者については、代行車への乗車を確認する。